

【1】要支援者情報の把握・共有

救急医療情報キットを活用した高齢者の情報共有 (福井市)

基礎情報

実施地域	福井市全域
実施主体	福井市
所在地	福井市大手3丁目10-1
代表者	市長 東村新一

要支援者の定義

- ・市のひとり暮らし等高齢者登録者（65歳以上）
- ・登録外のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者（65歳以上）
- ・その他、健康上の不安のある高齢者（65歳以上）や障害者（年齢制限無し）

事業の概要

- ・キットの中に、かかりつけ医や緊急連絡先、服薬状況等を記載した用紙や保険証の写しを入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急時に備える。
- ・ひとり暮らし等高齢者登録者へは、担当民生委員が訪問して配付。キットの使い方の説明や情報用紙の記入支援を行う。民生委員が自宅を訪問することで、各登録者の生活状況の把握にもつながる。
- ・登録外の高齢者へは、老人クラブ、自治会型デイホームなど身近なところで配付。

情報の共有者

- ・市長寿福祉課
- ・地域包括支援センター
- ・民生委員

情報の共有方法

キット所持者の氏名や住所を市長寿福祉課で名簿にまとめ、民生委員と地域包括支援センターへ情報提供。
民生委員と地域包括支援センターは、配付者の見守りや情報更新の支援を行う。

事業の実績、成果

- ・キット配付数：16,749個（平成25年1月末時点）
- ・救急搬送時の活用件数：19件（平成25年1月末時点）
- ・活用状況：救急搬送時に、救急隊員がかかりつけ医や服薬状況を確認している。
搬送先の医療機関へもキットを手渡し、医療機関でも活用されている。

工夫した点

熱中症対策の保冷剤入りスカーフと一緒に渡し、キット配付と同時に健康管理の呼びかけを行っている。

事業の財源

- ・平成23年度の県の補助金を活用
（地域支え合い体制づくり事業）
- ・平成24年度以降は予算化していない

課題

- ・配付したキットが正しく設置されていない場合がある。（冷蔵庫に入れていない、マグネットシートを冷蔵庫に貼っていないなど）
- ・キット内の情報を更新してもらうための呼びかけが必要。

今後の目標

- ・引き続き、対象となる人がキットを設置できるよう、配付を続ける。
- ・キットを正しく活用できるよう、使い方や情報更新の呼びかけを行う。

【1】要支援者情報の把握・共有

救急医療情報キットの活用 (敦賀市)



基礎情報

実施地域	敦賀市全域
実施主体	敦賀市
所在地	敦賀市中央町2丁目
代表者	市長 河瀬 一治

要支援者の定義

- 1 ひとり暮らし高齢者
- 2 ねたきり老人等
- 3 要介護3～5に該当する者
- 4 身体障害者手帳1級及び2級該当者
- 5 療育手帳A1及びA2該当者
- 6 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- 7 その他、健康に不安を感じている者で市長が必要と認める者

事業の概要

- 1 災害時要援護者登録者及び日頃見守り活動をしているひとり暮らし高齢者については、民生委員が訪問し、救急医療情報キットの使い方を説明しつつ、配布を行った。
- 2 1に該当しない市に登録のあるねたきり老人等・要介護3～5に該当する者・身体障害者手帳1級及び2級該当者・療育手帳A1及びA2該当者については、市役所職員が訪問し、救急医療情報キットの使い方を説明しつつ、配布した。
- 3 訪問時には、災害時要援護者登録の促進又は災害時要援護者登録内容の確認を行った。
- 4 平成24年度以降は、市役所において、配布を行っている。
- 5 かかりつけ医療機関や服薬内容等を記載した救急医療情報用紙と保険証の写し等を容器に入れ、冷蔵庫に入れておくことで、万が一の緊急時に備える。
- 6 救急医療情報用紙記載内容や保険証等に変更があった場合には、その都度更新する。

情報の共有者

- ・市地域福祉課
- ・民生委員（民生委員配布分のみ）

情報の共有方法

多くの人に活用してもらうため、救急医療情報用紙は本人保管のみ。
配布者台帳は、市役所において管理し、配布者名簿（民生委員配布分のみ）を、民生委員と共有している。
キット配布時に、災害時要援護者登録の促進もを行い、災害時要援護者登録情報については、区長、民生委員、消防署が情報共有している。

事業の実績、成果

キット配布数：2,658個（平成23年12月～平成24年3月に配布）

救急搬送時において、キットの保管を確認し、活用した。

工夫した点

- 1 年に1度は、広報敦賀、ケーブルテレビを通じ、救急医慮情報用紙の記載内容更新の周知を行う。
- 2 その際には、併せて制度の周知を行い、申請者の促進を図る。

事業の財源

キットの初回購入分は、平成23年度の県補助金を活用（地域支え合い体制づくり事業）した。
平成24年度以降の財源については、災害時要援護対策等推進事業費にて対応する。

課題

救急医慮情報用紙に情報が記載されないまま放置されているケースがある。

今後の目標

引き続き、多くの対象者にキットが配布され、緊急時に備えることができるよう周知を続ける。



問合せ先：敦賀市地域福祉課

(TEL : 0770-22-8124 FAX : 0770-22-8163)

【1】要支援者情報の把握・共有

緊急キットの配布と高齢者の情報把握

(小浜市)

基礎情報

実施地域 小浜市全域
実施主体 小浜市
所在地 小浜市大手町6番3号
代表者 小浜市長 松崎晃治

要支援者の定義

- ・ひとり暮らし高齢者（65歳以上） 高齢者世帯
- ・その他民生委員が認めるもの（要援護者）

事業の概要

- ・民生委員の協力により配布対象となる要支援者宅を訪問し、緊急キットの使用について説明し配布。
- ・訪問時は、家族状況や日常状況の聞き取りも行い、要支援者の情報を正確に把握し台帳整備を行う。
- ・民生委員から新しく要支援が必要な情報を得た時は、台帳を作成し緊急キットを配布する。
- ・消防署と連絡を取り合い、緊急キットの配布状況や活用状況などを民生委員の会議などで説明することにより、キットの重要性について知らせることが出来る。

情報の共有者

- ・民生委員
- ・市社会福祉課

情報の共有方法

民生委員からの聞き取り情報を要支援者情報システムに登録。
情報システム台帳を民生委員と共有する。

事業の実績、成果

キット配布数：3071個（平成24. 2月から配布）

工夫した点

民生委員との会議を持つことにより、新しく要支援者となった人への情報把握や、キット配布につながった。

事業の財源

キットの購入分は平成23年度の県補助金を活用
（地域支え合い体制作り事業）

新たな購入は市の一般財源で対応

課題

- ・情報が新しく書きかえられていない場合がある
- ・配布したキットが冷蔵庫に保管していない場合がある。
- ・キット配布シールが貼られていない場合がある。（シールを貼りキット保持を消防に知らせる。）

今後の目標

情報の更新について呼びかける。
冷蔵庫の保管について徹底する。

【1】要支援者情報の把握・共有

災害時要援護者（被災者）の把握と管理 （ 大野市 ）

基礎情報

実施地域 大野市全域
実施主体 大野市
所在地 大野市天神町1-1
代表者 大野市長 岡田高大



要支援者の定義

- 要介護3（立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上
- 身体障害2級以上
- 知的障害（療育手帳A） ○精神障害
- 一人暮らし高齢者（65歳以上）
- 高齢者のみの世帯

事業の概要

統合型GISと被災者支援システムを導入し、災害時要援護者台帳管理システムと連携させる。
→GISと連携させることで災害発生時に居住する要援護者を地図検索して自主防災会（自治会）、消防、警察等救助活動者への速やかな情報提供を可能にする。
→被災者支援システムと連携させることで、災害発生時における要援護者の避難所等への移動状況の把握や避難所管理を可能にする。

情報の共有者

- ・市
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織（自治会）

情報の共有方法

年に1回、関係者に対して台帳の写しを配布。
追加や変更等があった場合は、随時、関係者に配布。

事業の実績、成果

災害時要援護者台帳管理システムと統合型GISを連携させることで、市総合防災訓練において、ハザードマップによる浸水想定区域や危険地域内の要援護者を抽出し、避難支援の事前対策とした。

工夫した点

統合型GISと連携させることにより、要援護者の居住場所（避難先）の地図検索を可能にした点

事業の財源

平成23年度地域支え合い体制づくり事業補助金で、統合型GISと被災者支援システムを導入し、要援護者台帳管理システム（市費一般財源で導入済）と連携させた。

課題

被災者支援システムは、災害が発生して初めて活用となるため、実際の災害時においていかに活用できるかは、日ごろのシステムを活用した訓練等にかかってくる。

今後の目標

被災者支援システムを市総合防災訓練等において活用し、実際に災害が発生した場合に備えたい。



被災者支援サーバ（上）

高機能無停電電源装置（下）

問合せ先：大野市総務部防災防犯課

(TEL : 0779-65-2121

FAX : 0779-66-7708)

【1】要支援者情報の把握・共有

高齢者・障害者等を災害から守る「災害時要援護者登録」 (勝山市)

基礎情報

実施地域	勝山市全域
実施主体	勝山市
所在地	勝山市元町1丁目1番1号
代表者	市長 山岸正裕



要支援者の定義

- ～災害時に地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した人～
- ・ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、寝たきり等により自力で避難することに支障が生じるおそれのある在宅の高齢者
 - ・重度の障害や病弱であるため、自力で避難することに支障が生じるおそれのある人。寝たきりの高齢者など、家族がいても家族だけでは避難できない人。
 - ・家族が仕事に出ている日中、一人になるなど、時間帯によって支援が必要な高齢者等。
 - ・その他地理的条件など、地域の実情にあわせて登録の必要があると判断される人。

事業の概要

必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるために支援を要する人（ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者など）に対して、災害時の発生が予想される時や災害発生時に、地域の中で支援を受けられるようにする制度。

指定された登録用紙に必要な事項を記入し、区長を通じて市の災害時要援護者支援担当（福祉・児童課）に提出することで、災害時要援護者台帳（登録票ファイル）が市で作成され、区長はじめ各関係機関へ配布して各々が管理。

（この登録票ファイルをもとに、地域の方々により指定避難所等への避難誘導の支援を受けられます）

情報の共有者

- ・市福祉・児童課
- ・区長
- ・町内会長
- ・班長
- ・自主防災組織
- ・民生委員児童委員
- ・警察署
- ・消防署
- ・各避難所責任者

情報の共有方法

- ・災害時要援護者台帳（登録票ファイル）を市福祉・児童課で1部保管
- ・災害時要援護者台帳（登録票ファイル）を市福祉・児童課より、区長をはじめ、区長を通じ町内会長や班長へ配布
- ・災害時要援護者台帳（登録票ファイル）を市福祉・児童課より、民生委員児童委員、警察署、消防署、各避難所責任者へ配布

事業の実績、成果

災害時要援護者台帳（登録票ファイル） ※平成26年3月24日現在

- ・登録世帯数 1, 824世帯（前年度末比74世帯減）
- ・登録者数 2, 322人（前年度末比107人減）

毎年区長を通じ登録を更新することで、制度への理解と要援護者への支援が深まりつつあるが、今回登録世帯数及び登録者数共に減少している。

工夫した点

毎年、市の区長連合会及び地区区長会の席上に、健康福祉部及び総務課職員が出向き、既登録者への年度更新や新規登録を依頼している。

また、各種団体等の会議などにおいても、登録を呼びかけ拡充及び浸透を図っている。

事業の財源

- ・災害時要援護者登録568千円
内訳：243千円は国庫補助金1/2分
※セーフティネット支援対策等補助金活用
残り（325千円）は市の一般財源を活用

課題

- ・登録世帯数及び登録者数の拡充
- ・現在、個人情報保護の観点から民生委員児童委員等へは、行政情報（ひとり暮らし高齢者、年齢、障害の有無等）が提供されていない

今後の目標

登録（世帯・者）数の更なる拡充 ⇒ 支援を必要とする人が一人でも多く登録（申請）していただくことで、安全で安心なまちづくりを目指す



問合せ先：勝山市健康福祉部福祉・児童課

(TEL : 0779-87-0777 FAX : 0779-87-3522)

【1】要支援者情報の把握・共有

救急医療情報キットを活用した高齢者等の情報把握 (鯖江市)

基礎情報

実施地域 鯖江市全域
実施主体 鯖江市
所在地 鯖江市西山町13-1
代表者 市長 牧野 百男



要支援者の定義

災害時要援護登録者のうち一人暮らし高齢者、二人暮らし以上高齢者世帯、障害者世帯、その他必要と認められる者

事業の概要

- ・民生委員が、配布対象となる要支援者宅を訪問し、救急医療情報キットの使い方を説明。
- ・訪問時に、家族状況や日常生活の状況を調査し、困り事などがないか聞き取りをする。また、必要に応じて、災害時要援護者台帳の登録推進、登録内容の確認を行う。
- ・かかりつけ医や服薬情報、緊急連絡先等を記載した情報シートと、保険証の写しなどを専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急時に備える。
- ・救急医療情報キットの活用方法、配布対象者について消防署し説明。

情報の共有者

- ・市長寿福祉課
- ・地域包括支援センター
- ・民生委員

情報の共有方法

救急医療情報キット配布者について、高齢者データ統合管理システムに登録。

民生委員からの聞き取り情報から、継続して対応の必要な高齢者について面接や電話等で情報を共有。

事業の実績、成果

キット配布数：3,354個（H23.12～H25.2月に配布）

救急搬送時の活用件数：8件（H24.1～H26.2月）

救急搬送時に、迅速な処置を行うことができた。

工夫した点

情報が古いと適切な処置を受けることができなくなることをきちんと保管者に説明し、内容に変更があった場合は、その都度書き換えておくよう説明している。

事業の財源

キット購入分は、平成23年度の県補助金を活用（地域支え合い体制づくり事業）。その後、新たに購入する分については、市の一般財源で対応していく。

課題

冷蔵庫がなかったり、配布したキットが、冷蔵庫に保管されていない場合がある。

今後の目標

引き続き、新に対象となる人にキットを配布していく。

キットの配布や管理を通して、見守り活動の強化、孤立防止につなげていく。

【1】要支援者情報の把握・共有

要支援者リストの作成と共有

(あわら市)

基礎情報

実施地域	あわら市全域
実施主体	あわら市
所在地	あわら市市姫3丁目1-1
代表者	あわら市長 橋本 達也

要支援者の定義

- (1) 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳2級以上の者
- (2) 療育手帳B1以上の者
- (3) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (4) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (5) (1)~(4)に準ずる者として市長が認めた者

事業の概要

- ・見守り活動や災害時の支援体制構築のため、要支援者台帳（リスト）を民生委員と区長、市に配付。
- ・区長や民生委員は、気がかりな人に対して、声かけやさりげない見守りを実施している。また、地区の福祉懇談会において、要支援者マップを作成し、見守りの活動に役立てている。

情報の共有者

- ・市
- ・民生委員
- ・区長

情報の共有方法

- ・年1回、関係者に対して台帳の写しを配付
- ・追加や変更などがあつた分は、随時、関係者に配付

事業の実績、成果

区長と民生委員に要支援者リストを配付したことで、町内単位で見守り体制づくりを考えるきっかけになった。

情報を共有することで、見守りを必要とする高齢者等が明確になった。

工夫した点

災害時や緊急時以外にも日常的な見守り体制の構築をした。

統合型GISにも災害時要援護者情報の登録をし、地図上での把握を容易にした。

事業の財源

- ・一般財源

課題

要支援者リストの登録手続きや変更の手続きを地域住民に周知していくことが難しい。

地域の福祉関係者（市社協、福祉推進員、老人家庭相談員等）にも情報提供したいが、個人情報の共有が難しい。

今後の目標

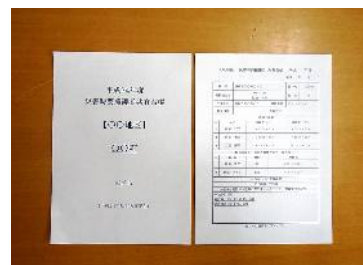
個人情報の提供範囲、活用方法等について検討する。

【1】要支援者情報の把握・共有

要援護者システム再整備による情報共有体制の充実 (越前市)

基礎情報

実施地域 越前市全体
 実施主体 越前市
 所在地 越前市府中1丁目13番7号
 代表者 越前市長 奈良俊幸



要支援者の定義

- ① 概ね65歳以上で、独居など家族の支援が得られない人
- ② 昼間など、一定の時間において家族の支援を受けるのが困難な人
- ③ 放課後、保護者が帰宅するまで単独で過ごす、概ね小学校3年生までの児童
- ④ その他、町内で避難支援が必要と思われる人
- ⑤ 市内在宅の要介護3以上の介護認定者（施設入居者は除く）
- ⑥ 18才以上の市内在宅重度障がい者（内部障がいのみの者、施設入居者は除く）※
 （重度障がい者…身体障がい者1級・2級、知的障がい者A1・A2、精神障がい者1級）

事業の概要

本市では、要援護者の個別の避難支援体制を定めた登録台帳を効率的に運用するため、平成20年4月に災害時要援護者システムを導入し運用している。システム運用の都合上、共有台帳の配布は年1回にとどまっておらず、最新の要援護者の登録状況を自主防災組織等と共有できず、地域の見守り活動等に支障をきたしていた。そこで、町内の自主防災組織や民生委員等の要援護者の登録確認や日常的な見守り活動、防災訓練等に際し、災害時要援護者共有台帳を迅速かつ効率的に提供し、登録情報を常に最新に保てるよう、現行システムの改修を行った。

情報の共有方法

システムによる情報共有 → 市社会福祉課、長寿福祉課
 台帳（紙）を共有 → 地区公民館、区長、民生委員
 台帳（データ）を共有 → 地区公民館、消防

情報の共有者

- ・市社会福祉課
- ・市長寿福祉課
- ・消防
- ・地区公民館
- ・区長
- ・民生委員

事業の実績、成果

災害時要援護者共有台帳（2, 257人／平成24年5月28日時点）を作成し、区長及び民生委員児童委員に配布した（5月下旬～6月初旬）。

以降、7月末を期限として町内の要援護者の個別計画の見直しをしてもらい、適宜情報の更新を行った。

情報修正の依頼を受けてから、迅速に情報を提供することができ、日常的な見守りや、防災マップ・福祉マップの作成の基礎資料として大きく貢献できている。

工夫した点

- ・情報が古いと災害時に適切に対応できなくなることをきちんと区長、民生委員に説明し、内容に変更があった場合は、その都度書き換えて市に提出するよう指導している。
- ・防災マップ・福祉マップ作成の際に活用してもらい、あわせて情報の確認・更新をするよう促している。

事業の財源

平成23年度地域支え合い体制づくり事業補助金でシステム改修を実施。

平成24年度以降の維持費は、越前市で対応。

課題

要援護者の避難支援に対する取り組みについて、町内で温度差がある。



今後の目標

情報の見直しをしていない町内について、防災マップ・福祉マップの作成、防災訓練や地域見守り活動等での台帳の利活用を促しながら、しっかりと定期的に取り組んでもらえるよう指導していく。

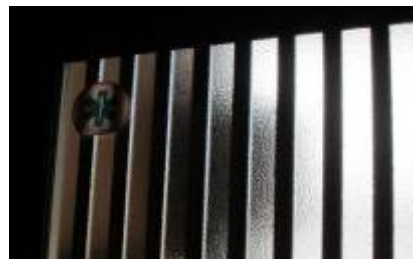
【1】要支援者情報の把握・共有

救急医療情報キットを活用した高齢者等の情報把握

(永平寺町)

基礎情報

実施地域 永平寺町全域
実施主体 永平寺町
所在地 永平寺町松岡春日1-4
代表者 町長 松本 文雄



要支援者の定義

- ・一人暮らし高齢者（65歳以上）
- ・高齢者のみの世帯（65歳以上）
- ・介護認定が要介護（3～5）で、常に日中時に一人在宅生活者になる方
- ・心身障害者（1級～2級）で、常に日中時に一人在宅生活者になる方
- ・知的障害者（A1、A2）で、常に日中時に一人在宅生活者になる方

事業の概要

- ・災害時要援護者台帳に登録済みの一人暮らし高齢者宅へ民生委員が訪問し、救急医療情報キットの使い方、情報カードの記入の仕方を説明する。
- ・民生委員が安否確認等で一人暮らし高齢者宅へ訪問した際には、医療情報キットの内容に変更がないか確認をする。
- ・かかりつけ医や服薬などの医療情報、緊急連絡先等を記載した情報シートと、保険証のしなどを専用の容器に入れ、冷蔵庫の中に保管しておく。
- ・万が一救急搬送されるようなことがあっても、救急隊員がキットの情報から迅速に対応できるようにする。
- ・一人暮らしの高齢者の方も安心して地域の中で暮らせるようにする。

情報の共有方法

災害時要援護者台帳システムから印刷した台帳と名簿を、区長と民生委員に配布し、情報を共有する。

情報の共有者

- ・町福祉保健課
- ・町総務課生活安全室
- ・町内区長および班長
- ・民生委員
- ・地域支援者

事業の実績、成果

キット配布数：255個（H24. 1～3月配布）

今のところ、キットを活用されたことは無い（すべての搬送されたは意識ありの状態）が、キットを配布されている高齢者は、万が一の場合があっても地域で安心して暮らすことができるとの多くの声が寄せられている。

工夫した点

カードに情報を記入することが困難な高齢者には、民生委員が本人より聞き取り代筆した。また内容が変更した場合は、書き換えるよう指導した。

事業の財源

キット購入経費は、平成23年度の県補助（地域支え合い体制づくり事業）を活用し、不足分は町一般会計で対応した。

課題

冷蔵庫の中に食品が多く入っていて、キットが冷蔵庫の奥の方に隠れ、見え難い場合がある。

今後の目標

平成23年度においては、災害時要援護者台帳に登録済みの一人暮らしの高齢者のみにキットを配布したが、他に高齢者のみの世帯や障害者世帯など、要援護者を中心に情報カードに切り替えて対応していく。

キットと同じように情報カードに医療情報や緊急連絡先等を記入し、封筒に入れて冷蔵庫のドアに磁石で貼っておくことにより、急病などで本人が意思を伝えられない時、発見者や救急・医療関係者が適切な対応や判断が可能となる

各区でカードの希望者を取りまとめ申請、配布する。

要援護者を中心に、最終的には全世帯への配布めざし、すべての人が地域で安心して暮らせるようにしていく。



問合せ先：永平寺町福祉保健課

(TEL : 0776-61-3920 FAX : 0776-61-3464)

【1】要支援者情報の把握・共有

要支援者リストの作成と共有 (池田町)

基礎情報

実施地域	池田町全域
実施主体	池田町
所在地	池田町藪田5-3-1
代表者	町長 杉本博文

要支援者の定義

ひとり暮らし高齢者（65歳以上）

事業の概要

民生委員が訪問を行い高齢者の基礎情報を調査。

親族・近所・区長・民生委員・かかりつけ医、病歴等が調査項目にある。

日常における、緊急時の緊急連絡カードと見守り活動や災害時の要支援者台帳と兼ねるものとして整備。

地域においては、区長をはじめ民生委員や福祉推進員が声かけや訪問等の見守り活動を実施

情報の共有者

- ・町
- ・民生委員
- ・社会福祉協議会

情報の共有方法

年1回民生委員が確認調査を行い、町にて情報を更新し台帳の写しを配布

追加や変更があれば随時関係者に配布

事業の実績、成果

民生委員、社会福祉協議会が情報を共有することで、緊急時や日常の見守り活動等において連携して取り組むことができ、スムーズに対応することができた。

工夫した点

1年に1回更新調査を行い、新規該当者・未登録者について、登録を促している

事業の財源

リスト作成、配布については、民生委員協議会の活動費と町の一般財源

課題

区長、消防等関係機関との情報共有

今後の目標

要支援者の定義の拡大、個人情報の提供範囲、活用方法について検討する

【1】要援護者情報の把握・共有

要援護者台帳マップ整備事業 (南越前町)

基礎情報

実施地域	南越前町全域
実施主体	南越前町
所在地	南越前町東大道29-1
代表者	町長 川野順万



要援護者の定義

- ・一人暮らし高齢者（65歳以上）
- ・高齢者のみ世帯
- ・要介護（3以上）
- ・身体障害者（1.2級）
- ・知的障害者（療育手帳A1、A2）
- ・精神障害者（自立支援医療費の支給認定者）
- ・難病患者（特定疾患治療医療費助成認定者）のうち在宅者

事業の概要

平成23年度

- ・災害時要援護者台帳、高齢世帯情報、障害者情報等事業毎に管理している情報の一元化を図り、要援護者マップを整備した。
- ・区長や民生委員により気がかりな人に対して、声かけや訪問活動を実施した（以前から実施）。

平成24年度

- ・区長や民生委員に対し、担当区域内の平成23年度要援護者台帳を配布し、更新・新規の要援護者登録希望者、要援護者（高齢者や障害等）に関する基礎情報、福祉サービス情報及、要援護者を支援する支援者情報等の把握を依頼する。

平成25年度

- ・要援護者台帳を更新し、区長や民生委員に台帳（関係分抜粋）を配布し、情報の共有化を図る。

情報の共有者

- ・町
- ・行政区
- ・民生委員児童委員協議会
- ・社会福祉協議会
- ・消防署

情報の共有方法

- ・年1回、情報共有関係者に対して要援護者登録希望者台帳掲載情報（関係分抜粋）を、配布する。
- ・追加・修正があったときは随時、情報共有関係者に配布する。

事業の実績、成果

区長、民生委員等に要援護者台帳（関係分抜粋）を配布したことで、要援護者の避難支援方法及び情報伝達体制または見守り体制づくりを整備するきっかけとなった。

工夫した点

- ・災害時や緊急時において、要援護者を支援する要支援者に対して支援者情報登録を促した。
- ・避難時において携帯すべき物、避難所生活に必要な物、平常時において居室の場所等の登録を促した。

事業の財源

平成23年度地域支え合い体制づくり事業補助金
システム維持管理費用、要援護者台帳（関係部抜粋）配布にかかる経費は町の一般財源。

課題

個人情報の共有のあり方

- ・庁内関係各課
- ・町、行政区、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、消防署、警察等の関係機関、団体（情報共有関係者）以外の福祉関係者

今後の目標

庁内関係各課で要援護者台帳が共有できるシステムの構築方法を検討する。
また、福祉関係者（老人家庭相談員等）への個人情報の提供範囲について検討する。

【1】要支援者情報の把握・共有

要援護者リスト（台帳）整備事業 （越前町）

基礎情報

実施地域	越前町全域
実施主体	越前町
所在地	越前町西田中13-5-1
代表者	町長 内藤 俊三



要支援者の定義

- ・75歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方
（65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方で、要介護3以上の方かつ障害老人の日常生活自立度ランクAの方。認知症老人の日常生活自立度ランクⅢ以上の方）
- ・要介護1以上の方
- ・身体障害者（肢体・内部・療育）、精神障害のある方
- ・民生委員が特に必要と認める方

事業の概要

- ・高齢者や障害者などの基礎情報、手帳取得情報など、町で管理している情報を一元化し、「災害時要援護者台帳」を作成。
- ・見守り活動や災害時の支援体制構築のため、「災害時要援護者台帳」を民生委員と区長に配布。区長や民生委員等は、気がかりな人に対して、声かけやさりげない見守りを実施。
- ・「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」をシステム化し、「要援護者情報把握事業」で調査し得た情報を同システムへ入力。

情報の共有者

- ・「要援護者情報把握事業」で災害時要援護者台帳登録調査時に、本登録台帳を関係機関（町関係課、社会福祉協議会、避難支援者、区長、民生委員、自主防災組織等）で共有することを承諾（署名押印）した方のみ。（現在は、町関係課、区長、民生委員のみ共有）

情報の共有方法

- ・「要援護者情報把握事業」で調査し得た情報を同システムへ入力し、システムから出力した台帳（リスト）を区長、民生委員に配布。
- ・追加や変更などがあった分は、随時、修正、区長等へ配布。

事業の実績、成果

- ・システムから出力したリスト（マップ）を使用することで、要援護（要見守り）を必要とする高齢者等が明確になった。
- ・日常から、地域の要援護者の状況を把握しておくことで、災害時の緊急時に迅速な対応をとることが可能となる。
- ・区長と民生委員に要援護者台帳を配布したことで、区単位で見守り体制づくりを考えるきっかけになった。
- ・情報を共有することで、見守りを必要とする高齢者等が明確になった。

工夫した点

- ・災害時や緊急時に、地域の人の手助けが必要な要支援者に対しては、災害時要援護者登録を促した。
- ・災害時に対する意識付けになった。

事業の財源

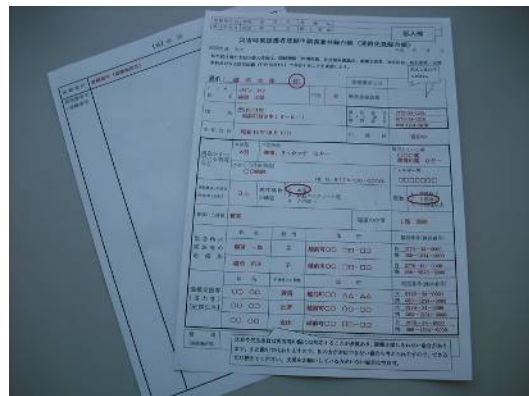
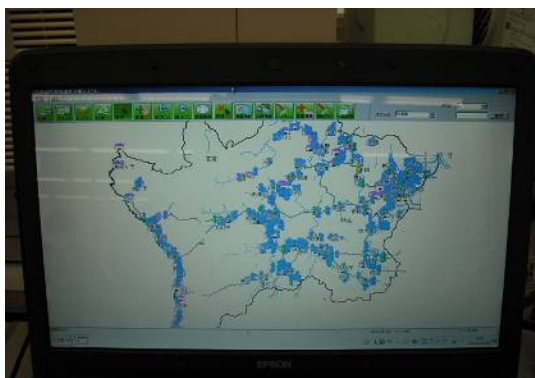
- ・平成23年度の地域支え合い体制づくり事業補助金で、「災害時要援護者台帳システム」を導入。
- ・次年度以降に係る、システム維持管理（保守）費用、要援護者リスト配布にかかる経費は町の一般財源。

課題

- ・避難支援者等の異動情報の更新。
- ・作成当初のため精度が低く、今後情報内容（避難経路など）について要検討。
- ・関係機関等（警察、消防等、福祉推進員、老人家庭相談員）にも情報提供したいが、個人情報の共有が難しい。

今後の目標

- ・定期的に情報を更新し、常に最新情報を関係者間で共有できるように努める。
- ・マップ等を活用した避難計画や見守りネットワークへの活用。
- ・マップに水害予想区域などを載せる。



問合せ先：越前町 高齢福祉課

(TEL : 0778-34-8711(直) FAX : 0778-34-0951)

【1】要支援者情報の把握・共有

要援護者の情報把握事業

(越前町)

基礎情報

実施地域 越前町全域
実施主体 越前町
所在地 越前町西田中13-5-1
代表者 町長 内藤 俊三



要支援者の定義

- ・75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の方
- ・要介護度のある方
- ・その他、民生委員が特に必要と認める方

事業の概要

- ・要援護者の日常生活等の課題を把握するための実態調査を行なうとともに、災害時等に迅速に救命活動を行うための「救急医療情報キット」を配布することで、高齢者等の在宅生活の安心安全を確保する。
- ・民生委員が、配布対象となる要支援者宅を訪問し、「救急医療情報キット」の使い方を説明。
- ・訪問時に、家族状況や日常生活の状況を調査し、困り事などがなければ聞き取りをする。
- ・かかりつけ医や服薬情報、緊急連絡先等を記載した情報シートと、必要に応じて保険証の写しなどを専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急時に備える。
- ・「災害時要援護者台帳」の登録推進、既登録内容の更新。

情報の共有者

- ・「救急医療情報キット」の記載内容は共有しない。
- ・「災害時要援護者台帳」の情報と重複する部分がある。地区区長、民生委員（他、町社会福祉協議会へも登録台帳を保有予定）

情報の共有方法

- ・「災害時要援護者台帳」内容と重複する部分があり、「救急医療情報キット」の記載内容は共有しない。

事業の実績、成果

- ・キット配布数 H23：620個、H24：80個、H25：100個
- ・救急搬送時に、迅速な処置を行うことが期待できる。
- ・幅広い調査の結果、実際の居住状況が把握できた。(区長・民生委員も把握できた)
- ・要援護者台帳の整備により、区内の状況が把握できた。

工夫した点

- ・「救急医療情報キット」の手引きなどを作成し、「救急医療情報キット」の活用について説明した。
- ・所管である「鯖江丹生消防署」へ「救急医療情報キット」配布について事前連絡し活用をお願いした。

事業の財源

- ・「救急医療情報キット」初回購入分は、平成23年度の県補助金を活用(地域支え合い体制づくり事業)。
- ・次年度以降に係る、新たに購入する分については、町の一般財源で対応。

課題

- ・配布した「救急医療情報キット」が、冷蔵庫に保管されていない場合がある。
- ・連絡先などに異動があった場合、記載内容の更新がされていない。

今後の目標

- ・引き続き新たに対象となる人に「救急医療情報キット」を配布。
- ・「救急医療情報キット」の配布や管理を通して、見守り活動の強化、孤立防止につなげていく。



問合せ先：越前町 高齢福祉課

(TEL：0778-34-8711(直) FAX：0778-34-0951)

【1】要支援者情報の把握・共有

救急医療情報キットを活用した高齢者等の生活状況調査 (美浜町)

基礎情報

実施地域 美浜町全域
実施主体 美浜町
所在地 美浜町郷市25-25
代表者 町長 山口治太郎



要支援者の定義

- 一人暮らし高齢者等 高齢者のみの世帯 障害者

事業の概要

- ・ 民生委員が「救急医療キット」配布とあわせて高齢者等の生活状況調査を実施。
- ・ 万一の緊急事態が起こった場合に備えて、かかりつけ医や服薬情報、緊急連絡先を記入した用紙を専用のボトルにいれ、冷蔵庫に保管する。
- ・ なお、ボトルが冷蔵庫にあることを知らせるステッカーを作成し、玄関と冷蔵庫に貼り付けている。

情報の共有者

- ・ 町福祉課
- ・ 高齢者支援センター
- ・ 民生委員

情報の共有方法

複写式の情報掲載用紙の1枚をボトルの中に入れ、もう一枚を町が保管している。
また、この内容を要支援者台帳システムに登録し、そこから出力される情報シート、マップを関係者で共有する。

事業の実績、成果

- ・ 救急キットの配布数：967個（平成24年3月までの配布数）
- ・ 要支援者登録人数：706人

工夫した点

民生委員が直接配布し説明することで、日頃訪問できないところへ訪問するきっかけ作りとし、民生委員と住民とのよにより信頼関係を築くことができるように工夫をした。

事業の財源

キットの初回購入分は、平成23年度の県補助金を活用（地域支え合い体制づくり事業）その後、新たに購入する分については、町の一般財源で対応している。

課題

緊急連絡先等情報シートの内容が変更した場合について、共有する情報を迅速に更新することが課題。

今後の目標

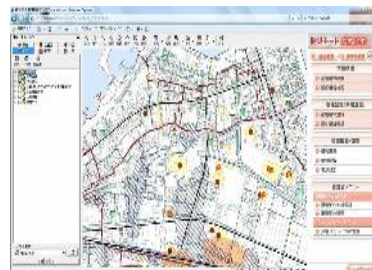
引き続き、必要とする高齢者にキットを配布していく。
キットの情報の更新のしくみを検討する。

【1】要支援者情報の把握・共有

要支援者台帳と情報共有体制づくり事業 (高浜町)

基礎情報

実施地域	高浜町全域
実施主体	高浜町
所在地	高浜町宮崎7 1-7-1
代表者	町長 野瀬 豊



要支援者の定義

- ・一人暮らし高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯の者（65歳以上）
- ・要介護者（要支援1～要介護5）
- ・障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持つ者）
- ・その他支援が必要な者

事業の概要

福祉サービスの利用や見守りなどの支援が必要な方に関する情報を一元的に管理できるように「高浜町要支援者台帳システム」を導入しました。

平常時だけでなく、災害時には「災害時要援護者」の避難支援に活用できるように防災担当課とのシステム連携を行っています。

情報の共有者

- ・区長
- ・民生委員
- ・自主防災組織
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・在宅介護支援センター
- ・消防などの関係機関

情報の共有方法

関係者からの情報を要支援者台帳に保存し、災害時や見守りなど必要に応じて共有します。

個人情報を提供する場合には、提供先やその目的によって提供範囲・項目について適切に対処します。

事業の実績、成果

要支援者数2033名（H25年1月現在）

災害時要援護者候補者の抽出および登録の呼びかけに活用しています。

工夫した点

第三者にも要支援者の位置関係をわかりやすくするために、航空写真や住宅地図情報とリンクさせています。

事業の財源

平成23年度は県補助金（地域支え合い体制づくり事業）を活用。
平成24年度以降の保守費用は、町の一般財源で対応しています。

課題

集まる情報量が増えると更新などの管理する負担も大きくなるため、項目や情報の共有方法について整理が必要。

今後の目標

- ・関係機関と協力して、実態を反映した情報の把握に努めること。
- ・地域の福祉活動の醸成に活用すること。

問合せ先： 高浜町福祉課

(TEL : 0770-72-5887 FAX : 0770-72-6109)

【1】要支援者情報の把握・共有

おおい町救急医療情報キット支給事業

(おおい町)

基礎情報

実施地域	おおい町全域
実施主体	おおい町
所在地	おおい町本郷136-1-1
代表者	おおい町長 時岡 忍



要支援者の定義

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの者
- ・ 65歳以上のみの世帯に属する者
- ・ その他町長が認める者

事業の概要

- ・ ひとり暮らし高齢者等の「もしも」の際に備えるため、救急医療情報キットを支給する。かかりつけ医療機関や持病、緊急時の連絡先などをあらかじめ記載した情報シートが入った円筒型の保管容器（救急医療情報キット）を冷蔵庫に入れておき、救急隊員等が駆けつけた時にはその情報をもとに適切な対応を図る。
- ・ 毎月65歳到達者について、ひとり暮らし高齢者等の実態把握をし、新たに対象となった方には、高齢者福祉相談員が訪問し、事業説明を行い、申請の取りまとめを行う。

情報の共有者

- ・ 民生委員児童委員
- ・ 高齢者福祉相談員
- ・ 消防署
- ・ 地域包括支援センター

情報の共有方法

- ・ 情報シートをキットの中に入れ、コピーを町で保管する。
- ・ シートの内容や、民生委員等からの聞き取り情報等を台帳に登録する。
- ・ 新たにキットが支給された場合、民生委員児童委員に連絡し確認していただく。

事業の実績、成果

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方の持病や緊急連絡先の情報が把握できた。
また、救急搬送などされた時に、キットを活用することで迅速に対応できるとともに、在宅生活の安全安心が確保できる。

- ・キット支給実績：274世帯（ひとり暮らし高齢者 148世帯、高齢者世帯 126世帯）
- ・救急搬送時の活用実績：1件（H25. 4月からH26. 2月までの実績）

工夫した点

キットの申請書及び救急情報シートの取りまとめ、配布を民生委員児童委員にお願いした。
また、支給後救急情報シートに記載されている情報に変更があれば、随時更新してもらうように民生委員児童委員や高齢者福祉相談員の定期的な訪問時に声掛けをお願いしている。

事業の財源

平成23年度の地域支え合い体制づくり事業補助金で、事業を整備。

課題

- ・高齢者世帯の実態把握が不十分である。
- ・情報シートの記載内容が古いと適切な処置を受けられなくなる恐れがあるため、内容に変更があった場合は、随時更新を呼びかけていく必要がある。

今後の目標

対象者への周知に努め、随時希望される対象者には、救急医療情報キットを配布し、おおい町の全ての対象者に配布がいきわたるようにしたい。
また、民生委員児童委員や消防署、地域包括支援センターが連携を深め、情報を共有できるようにしていきたい。



問合せ先：おおい町なごみ保健課内 地域包括支援センター

(TEL : 0770-77-2770 FAX : 0770-77-3377)

【1】要支援者情報の把握・共有

福祉関係者の連携と情報の共有

(若狭町)



基礎情報

実施地域 若狭町全域
 実施主体 若狭町
 所在地 若狭町市場20-18 福祉課内
 代表者 若狭町長 森下 裕

要支援者の定義

- 一人暮らし高齢者 ○高齢者世帯 ○日中独居
- 障害者世帯 ○その他福祉関係者が気がかりと思う方・家庭

事業の概要

若狭町民児協では、平成22年度の活動を通じて、「10年後20年後の高齢化社会を見据えた民生児童委員・福祉委員・老人家庭相談員など福祉関係者の連携」が課題としてあがりました。

このため、翌23年度には、町・社協・老人クラブ事務局が協力し、町内10地区(小学校区単位)で民生児童委員・福祉委員・老人家庭相談員・サロン世話人などの連携を目的に「地域福祉懇談会」を開催し、「気がかりな方」の訪問・見守り活動の協力と情報の共有を図るための協力体制を構築して頂きました。

その後、各地区団体代表者からなる「地域支え合い検討会議」を設けて、地区ごとの福祉課題を検討し、また、福祉関係者の協働作業として高齢者アンケート調査(65歳以上)を実施しました。

更にアンケート結果で支援・見守りが必要と判断できる方の台帳を包括支援センターで管理できるようにシステムを整備しました。

情報の共有者

- 地域包括支援センター ○町福祉課 ○町社会福祉協議会
- 自治会長・役員 ○民生委員児童委員 ○福祉委員 ○老人家庭相談員 ○サロン世話人

情報の共有方法

民生児童委員・福祉委員・老人家庭相談員・サロン世話人などで構成する「地域福祉懇談会」の場で、民生児童委員から日頃の訪問活動で「気がかりな方」を情報提供して頂き、全員で要支援者の情報共有と「高齢者アンケート調査」をもとに台帳(システム)を整備し、自治会(集落など)内の見守りについて検討して頂きました。

また「気がかりな方」のリストを作成して頂き、自治会長・役員、自衛消防団長、老人会会長など団体長と今後の自治会活動の中で福祉に関する事業の充実の必要性を考える会議を開催して頂きました。

更に町の防災訓練の際に高齢者の避難方法や要支援者の安否確認訓練も実施して頂きました。

事業の実績、成果

地域で増え続ける「気がかりな方」について、対象者を調査・把握することができるとともに今までバラバラに活動し訪問・見守り活動していたが、気がかりな方を要支援者として台帳整備することによって、福祉関係者で情報共有できたとともに、福祉関係者全員で地域の見守りについて検討、実施する体制が整った。

この結果、自治会内で交代で訪問・見守り活動を行い情報共有することができ、効率的になるとともにみんなに見守ってもらえているという安心感を要支援者にアピールできるとともに、福祉関係者の意識の高揚が図れた。

工夫した点

まずそれぞれの委員の活動内容を理解してもらい、町の高齢化について全体の状況と各小学校区ごとの状況、自治会の状況を説明し、問題意識をもってもらった。

また民生児童委員に「福祉懇談会」のリーダーとしてグループをまとめてもらい、福祉委員・老人家庭相談員の理解と協力が得られるよう工夫。

事業の財源

- H23地域支え合い体制づくり事業
高齢者の日常生活に関するアンケート調査
(県補助金) 945,000円
- 要支援者管理システム整備事業
(県補助金) 4,532,325円

課題

地域包括支援センター、福祉課、社会福祉協議会など「福祉関係機関」と民生児童委員・福祉委員・老人家庭相談員・サロン世話人など「福祉関係者」との連携。

H24に「福祉懇談会」で話し合われた「気がかりな方」の更新について地域包括支援センターへ情報提供を受けた。

今後の目標

- 定期的な「福祉懇談会」を開催し、要支援者の把握とリストの更新
- 自治会内での福祉に関する会議の開催の推進と福祉に関する役員の充実
- 民生児童委員・福祉委員・老人家庭相談員・サロン世話人など「福祉関係者」の連携の充実
- 福祉関係機関と福祉関係者の連携



問合せ先： 若狭町福祉課

(TEL : 0770-62-2703 FAX : 0770-62-1049)